

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、これより令和２年開成町議会３月定例会議（第４日目）の会議を開きます。

午前９時００分 開議

○議長（吉田敏郎）

早速、本日の日程に入ります。

日程第１ 議案第１４号 令和２年度開成町一般会計予算から日程第７ 議案第２０号 令和２年度開成町下水道事業会計予算までを一括議題としております。

本日は、議案第１５号 令和２年度開成町国民健康保険特別会計予算の説明から行います。細部説明を担当課長に求めます。なお、説明は着座にて説明していただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

保険健康課長。

○保健健康課長（高橋靖恵）

それでは、予算書の１３７ページをお開きください。議案書を朗読させていただきます。

議案第１５号 令和２年度開成町国民健康保険特別会計予算。

令和２年度開成町の国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入それぞれ１５億７千４８４万９千円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は５千万円と定める。

歳出予算の流用、第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和２年３月３日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算、歳入でございます。１款国民健康保険税から７款諸収入まで。次のページに移りまして、歳出でございます。１款総務費から８款予備費まで、歳入歳出ともに合計金額１５億７千４８４万９千の円の予算額となっております。

続いて、１４３ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

１、総括として今年度と前年度予算額の比較となっております。

歳入ですが、１款国民健康保険税につきましては、国保制度の広域化が、平成３０年度よりスタートし、算定方式が県の標準的な算定方式である、３方式としております。税率等につきましては、県が示す、標準保険料率に対して、大きな乖離がなく、

また、県の示す納付金を確保できるという予算案の内容を町の国保運営協議会に提示して、御判断をいただき、その結果、令和２年度は、平成３０年度からの税率を適用し、計上をいたしております。しかしながら、被保険者の減少は続いており、３０年度末の被保険者３千２２７人対して、令和２年度の被保険者数の見込みは３千６５人、５％の減を見込んでおります。その結果、予算額として前年度比９６４万３千円、２．９％の減となります。

次に、３款県支出金でございますが、こちらは歳出側の保険給付費について全額県より給付されるものとなっております。前年度比４千５２万８千円、３．４％の減となっております。

続きまして、５款の繰入金のうち平成３０年度から法定外の繰入金は見込んでおりません。しかしながら、県への納付金に小児医療費助成等の町単独事業に係る調整分を含むことから、その分の繰入金は、前年度と同様に見込ませていただきました。金額は８９７万円でございます。

次のページをお開きください。歳出になります。２款保険給付費では、被保険者が減少しているため、保険給付費も全体では減少しているものの、高額療養費制度により、被保険者自身の自己負担は抑制され、大きなリスクほど保険給付費のウエートが大きくなっている状況でございます。

一般被保険者高額療養給付費は、前年度比３．２％の増、１億３千５１９万２千円を計上しております。

２款の保険給付費全体では、前年度比３．８％の減の１１億１千９３０万１千円となっております。

続いて、３款国民健康保険事業費納付金は、県が示す最終金額を計上してございます。こちらは前年度比３６２万９千円、０．９％の減となっております。

続きまして、５款の保険事業費は平成２９年度及び３０年度の２年間にわたり県の委託事業として実施してきた神奈川方式の保健指導促進事業を令和元年度から国保の保険事業として継続実施することや、新たに特定健診未受診者対策を県交付金の補助率１０分の１０で実施します。

前年度比２０９万６千円、１０．５％の増となっております。これらの結果、前年度比では、歳入歳出ともに、５千２０８万７千円、３．２％の減となっております。

それでは予算書の次のページ、１４６ページと１４７ページ、説明資料は５０ページをお開きください。説明資料に沿って御説明をいたします。

まず、歳入でございます。一番上の国民健康保険税の一般の被保険者国民健康保険税でございます。説明欄に記載のとおり、一般被保険者数は３千６５人、世帯数は１千８５９世帯と想定し、現年度収納率９５．５％といたしました。被保険者数は前年度より１７４人の減、世帯数は１５０世帯の減となります。

前年度の当初予算より、５７７万３千円の減となります。

次に、後期高齢者支援金分でございます。こちらは前年当初と比べまして２４７万６千円の減となっております。

次に、介護納付金分でございます。こちらは一般被保険者の40歳以上64歳までを対象にしており、897人、752世帯と想定し、前年当初より2万5千円の減といたしました。

続いて一般の滞納繰越分でございます。それぞれ医療分、後期分、介護分について実績を見ながら前年同額を見込んでございます。

続いて中段にあります退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職医療制度は、既に平成27年3月末で廃止されており、5年間の経過措置が今月末をもって終了するため、窓口設定となります。

次の督促手数料は省略し、県支出金でございます。保険給付費等交付金の普通交付分は町の保険給付費に要する費用が全額県から交付されます。

次のページをお開きください。保険給付費等交付金の特別交付分でございます。こちらは市町村の個別事情に応じて交付されるもので、保険者努力支援分、特別調整交付分等からなります。詳細は記載のとおりでございます。

一つ飛んで繰入金でございます。まず、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分です。こちらは被保険者の保険税負担を軽減するために軽減対象となった一般被保険者の数に応じて国及び県から補填をされるものを一般会計から特別会計に繰り入れるものでございます。

次の保険基盤安定繰入金保険者支援分ですが、こちらも保険税の負担を軽減するために低所得者を多く抱える市町村に対し支援された分を特別会計に繰り入れております。

一つ飛びまして、出産育児一時金等繰入金ですが、歳出の出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れております。

一つ飛びまして、その他、一般会計繰入金ですが、先ほども御説明のとおり、原則法定外繰入金は見込んでいませんが、地方単独事業実施に係る県への納付金の調整分を一般会計から繰入をさせていただいております。

以下につきましては、項目設定となりますので省略させていただきます。

続きまして、歳出になります。予算書は152ページ、153ページ、説明資料は56ページ、57ページとなります。まず56ページです。歳出です。款の上から二つ目の保険給付費になります。最初に一般の被保険者療養給付費でございます。被保険者数が減少していることと、実績にあわせ前年度より3千186万円の減といたしました。

次の退職分につきましては、3月31日をもって、退職医療制度の終了となりますので、月遅れの診療報酬分として3カ月分を推計して計上し、1千141万5千円の減といたしました。

次の一般被保険者療養費です。一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の療養費の保険者負担分でございます。被保険者数は減少しておりますので、実績にあわせ、前年度対比25万8千円の減といたしました。

二つ飛びまして、高額療養費でございます。一般被保険者の高額療養費ですが、医

療費の自己負担について、一定額以上の高額負担が発生した場合に、費用を支出するものでございます。こちらは421万2千円の増とさせていただきました。

次に、退職被保険者の高額療養費は、医療制度の終了に伴い、月遅れの分として3月分を推計し、181万8千円の減といたしました。

四つ飛びまして、出産育児一時金となります。被保険者が出産した時に、一人につき42万円を限度として支給するものです。18件を見込んでございます。

一つ飛びまして葬祭費です。こちらは被保険者がお亡くなりになった際に、葬祭費として一人につき5万円を支給いたします。

次の国民健康保険事業費納付金支払事業費は、市町村から納付金として県に支出をいたします。県は特別会計としてその資金を運用するものでございます。県の提示額を掲示してございます。

次のページをお開きください。保健事業費となります。特定健診等事業費は、40歳から74歳までの被保険者に、特定健康診査及び特定保健指導を実施するための個別健診や集団健診の費用となっておりましてございます。

次に、保険給付費でございます。医療費適正化事業として、被保険者に対して、年2回、医療費の費用額等の通知と人間ドック190人分の助成費用を計上しております。

次に、保健指導事業費でございます。29年度、30年度の2年間、県の委託事業として実施してきた神奈川方式の保健指導促進事業を令和元年度と同様、糖尿病性腎症重症化予防事業として継続実施することや、新たに特定健診未受診者について委託事業を実施させていただきたいと考えております。なお、財源につきましては、県の特別調整交付金を全額活用いたします。

下から3行目の財政調整基金積立金は、令和元年度からの繰越金を見込んで積立を行う予定としているものでございます。

最後になりますが、予算書の162ページをお開きください。8款予備費となります。予備費は特定にあてず、保留分として757万8千円を計上しています。

御説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

以上で議案第15号 令和2年度開成町国民健康保険特別会計予算の説明を終了します。